

盗撮、監視、報道の区別

1 はじめに

現在、私たちは以前に比べ、かなり不安と直面する社会のなかで生活している。これは私たちの社会が公共の場での、知らない人間に対して寄せる信頼が崩壊してしまっていることに起因することかも知れない。このような状況は一般の人間が不安に感じることに、それ自体を社会のリスク（危険）と捉え、また意思決定から阻害されることをリスクと把握する社会—リスク社会と指摘されている（1）。この他者への信頼の喪失によって、私たちが築き上げてきた安全な社会を維持するために、さまざまな場面で監視をするという要請が当然のこととして出てくる。しかし、この監視が行き過ぎた場合には、自由な社会がさまざまな制約を受けることにもなってくる。また、逆に盗撮のような問題行動も出てくる。さらに、事実を私たちに伝える報道の問題がある。これら盗撮、監視と報道の区別に関しては従来ほとんど議論がなかったところである。

ここでは、盗撮、監視、報道について概観し、その区別について（その可否を含めて）、その法律上の問題点について考えてみたい。

2 盗撮

盗撮とは何かということに関しては、従来から議論がなされていない。しかし、規制のみが進行しているというのが現状である。軽犯罪法や各地方自治体による迷惑防止条例により規制されている。マスコミによる撮影と個人が行う撮影とにより自ずから差が出てくるのは当然であるが、規制については、注意が必要であろう。なぜなら、盗聴に関しても問題になったとおり、その運用如何により個人の自由がどのようにでも、制限されてしまう恐れがあるからである（2）。制定時には、「通信の秘密」を侵しているとして、大規模な反対運動も起こった。通信の秘密は、憲法第21条2項後段により保障されているものであるが、通信が他者に対する意思の伝達という一種の表現行為であることに基づくが、さらに公権力による通信内容の探索の可能性を断ち切ることが政治的表現の自由の確保にも連なるとされる（3）。外国では通信の秘密は、私生活の自由を保護することをその目的にしていたところから、一般に異なる条文により保障されている。しかし、通信の秘密に関して、現行法では、上記盗聴法のみならず、刑事訴訟法100条および222条では郵便物の押収について、関税法122条では郵便物の差押え、監獄法46条から50条では在監者の信書の発受について検閲などの制限をしている。

3 監視

現代社会では多くの監視が国家によっても行われており、その目的は治安の維持であるとされる。わが国では、通行車両のすべについてナンバーと通過時刻を記録するNシステムが犯罪の操作を名目に導入されている。しかし、監視は、私たちの自由を制限することである。国民の安全を図るという目的でセキュリティが強化されることは、「市民的法

理の構造転換」であるという指摘もある（4）。現在、新宿の歌舞伎町に導入された「街頭防犯カメラシステム」は、50台以上のカメラで隈無く監視するシステムである（繁華街）。また、住宅街でも、警察に通じるカメラとインターホンを装備する「スーパー防犯灯」も設置されており、監視が強化されている（5）。安全性を確保するために、個人の自由な行動に対しても監視がなされるという犠牲が生じている。

また、監視を拡大してみれば、クレジットカードや多くの家電量販店の導入しているポイントカード、オサイフ携帯などを含めた電子マネーより、企業は情報を個人の情報を得ている。これらが可能にしているのは、個々の顧客の行動分析である。顧客の消費履歴の蓄積によって、消費傾向を見抜くことが可能となるものとなる。顧客に合わせた宣伝広告もできる（6）。これらも監視の内容に該当するものである。

4 報道

報道は、事実を各人に知らせるもので、特定の思想を表明するものではないが、報道の自由も憲法第21条が保障する「表現の自由」の一環である。

報道機関による報道は、民主主義社会では、国民が国政に関与するについて、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものである（博多駅テレビフィルム提出事件—最大判昭和44年11月26日 刑集23巻、11号1490頁）。

報道の自由のなかに取材の自由、取材源（ニュースソース）秘匿の自由が含まれるかは、意見が分かれ、判例も上記博多駅事件決定での、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いするとする立場を一貫して採っている。しかし、学説は、より積極的に取材の自由も報道の自由の一環と捉え、憲法21条の保障されるとする立場が有力である。

電波メディアによる報道の自由を特に放送の自由という。放送は一般に、「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」（放送法2条1号）の意味に用いられるが、有線テレビジョン放送法（1972年）では有線放送にも放送法の定める一定の規制が準用される。放送には、新聞、雑誌などの印刷メディアには許されない特別な規制が課せられている。無線放送については、電波法で無線局の開設が免許制のもとにおかれ（4条）、放送法により放送番組の編集にあたって、1 公安および善良の風俗を害しないこと、2 政治的に公平であること、3 報道は真実を曲げないですること、4 意見の対立している問題については、多角的に論点を明らかにすること、という準則にしたがうべきこと。ならびに5 教養、教育、報道、娯楽の4種類の番組相互の間の調和を保つべきことが要求されている（3条の2第1項、2項）。また、放送番組審議会の設置も義務づけられている（44条の2、51条）。このような公法的な規制がされるのは、放送用電波の有限性、受け手に対して絶大な影響を及ぼし、また特に民間放送では、自由競争を許すと、通俗的な物に画一化してしまうことによるとされる（7）。

5 盗撮、監視、報道の区別

これらの区別は、事実上非常に困難であるといえる。個人の私的な使用に基づいて、被写体の同意なく撮影される場合には、違法性を帯びる場合が多いといえよう。監視について

は、上記のような利用（国家、法人、個人ともに）がどこまで許容される場面なのかの画定も難しい。犯罪操作のために利用される前述のNシステムのようなものであれば、概してみると、許されるかという場面といえるかも断言し難い。公対公の場面（国家と地方自治体など）では、概ね許されるが、公対私の関係の場面（国家と個人など）では違法な場合も考えられる。私対私の関係の場面（個人対個人）では個人の同意（承諾）なく監視されるというのは問題がある。

これらに対して、報道機関が行う報道の場合については、上記制約があるものの、概して違法となることが少ないのではないか。

6 法的な課題

刑事上は、犯罪に該当する場合もあるが、民事上もさまざまな問題が起こる。

民法上の想定している「人」は、平等な権利能力を有し、自らの意思に基づいて、自由かつ合理的に行動できる財産のある人と定義される（8）。周知のとおり、近代市民法では、すべて人は、法的な主体となり権利、義務を有し、個人間の関係が基本的に権利義務の関係として処理され、個人が判断能力を有する主体として、自由な意思の合致、契約により法律関係を決するという契約自由の原則が支配している。民法上、契約は両当事者の意思の合致、すなわち申込みと承諾の合致によるものとされる。契約自由の原則は、ひとたび成立した契約については、遵守することを要求され（契約の拘束力）、簡単に契約を解除することができず、（尤もこのことが悪質商法の一因となるのでもあるが。）契約内容は裁判所のような国家機関により実現されるものとなる。このことは、自らの自己決定権に基づくものである。したがって、みずからの「意思」に問題点があれば、契約の効力に影響するのである。「法律行為の要素」に「錯誤」があれば、契約は無効となるし（民法95条）、詐欺または強迫により意思表示がされた場合には、法律行為（契約）を取り消すことができる（民法96条）。契約ができる精神的能力がなければならない。意思能力を欠く者の意思表示は無効である（大判明治38年5月11日、民録11巻706頁）。民法には規定がないが当然とされるが、この無効は、本人以外主張することができない無効、すなわち取消しに近いものである。行為能力は、完全・有効な法律行為（契約）をすることができる能力であるが、意思能力の不十分な者を保護するため、制限行為能力者の制度があり、また特別法（任意後見契約に関する法律）により、任意後見契約の制度もある。制限行為能力者には未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人があるが、自己決定権の尊重と本人保護という理念を調和させるような形のものとなっている。

しかし、以上のことがらに対しては、現在のように大企業が消費者に商品やサービスを提供するという大量生産、大量消費というような社会では十分に機能しないとされる。すなわち、一方の当事者が消費者である契約（消費者契約）について、相手方である事業者は多数の顧客に対して取引条件の画一化、更には自己に有利な形で多数の商品、サービスを提供できることを期待する。他方消費者の方はあまり考慮せずに契約を締結し、契約内容の理解を十分に行わないことが多く、理解していたとしても変更を求めることができない場合が通例である（9）。

民法の規定の中には、一方当事者を保護する規定がある（流質契約の禁止〔349条〕

や、当初は予定されていなかったが、今日消費者保護の観点より利用可能な規定もある（公序良俗〔90条〕、錯誤〔93条〕、詐欺・強迫〔96条〕、債務不履行〔415条〕、不法行為〔709条〕等）。また、消費者契約も契約の一形態であるから、契約の成立・効力等の基本的事項については、民法、商法の原則に従うべきものであるが、民法・商法ではとても対処できない場合が存在する。そこで種々の特別の立法により消費者保護を図るということになる。消費者契約法（消費者と事業者の間の情報の質・量、交渉力の格差を考慮し、消費者契約における不当勧誘の抑止と契約内容の適性を目的として制定された法律である。本法では、事業者の不実告知、断定的判断の提供について、故意、過失を問わず誤認による契約の取消しを認める。また、事業者による不退去、監禁により消費者が困惑すれば取消しを認める。）や特定商取引に関する法律（訪問販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供契約に係る取引、ならびに業務提供誘引販売取引を公正なものとし、購入者等の利益の保護を図る法律）などがその例である。これらは、個人の自由な意思を制約するものというより、個人の保護のためのものである。

7 おわりに

前述のウルリッヒ・ベックは、近代のリスクは、人間の活動の所産であって、科学技術の発展によって、個人が社会に対して及ぼす影響が大きくなったため、現代は、そのなかでも作り出されたりリスク、ある個人の予期することができない影響が私たちの関心を集める。たとえば、チェルノブイリ原子力発電所の事故のように、数人の職員の誤った行為により、ヨーロッパの広範囲が影響を受けたことを考えれば、人々は当然そのようなトラブルが発生する可能性を予め排除したくなるであろう。こうして、社会の目的は、単なる犯罪や危険の予防ではなく、リスクの兆しすら回避するようになっていくと指摘する（10）。個人が益々制限され、私たちの自由が制限されるようになってきている。安全な生活を指すために、なお一層、監視される社会となってしまふ。私たちが長い年月をかけて築き上げてきた漸くできた自由な社会において、自由に発言し、自由な立場で契約をすることが崩壊しようとしているのが極めて残念なところである。

- (1) ウルリッヒ・ベック (Ulrich Beck) 『危険社会』法政大学出版局 1998年。
- なお、姜尚中・宮台真司『挑発する知—国家、思想、知識を考える』双風社 2003年。
- (2) 盗聴法 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律。1999年制定。
- (3) 芦部信喜『憲法』第3版補正版 岩波書店 2004年
- (4) 田島泰彦「監視社会と言論統制」田島・斎藤・山本編『住基ネットと監視社会』日本評論社、2003年。
- (5) 小谷洋之「急増する警察の監視カメラ—その現状と運用上の問題点」前掲『住基ネットと監視社会』193頁。
- (6) 大屋雄裕『自由とは何か—監視社会と「個人」の消滅』筑摩書房、2007年 102頁。
- (7) 芦部 前掲166頁。
- (8) 内田貴『民法1〔第4版〕』東京大学出版会 128頁)

- (9) 川端敏朗「悪質商法の法律論—民事—マルチ・マルチまがい商法に対する法的規制・救済を中心として」現代のエスプリ324号165頁, 中馬義直「消費者契約」ジュリスト総合特集 13号 『消費者問題』174頁, 有斐閣 1979年, 実方謙二「消費者保護の論理と私法の論理」同ジュリスト総合特集 190頁。大村敦志「契約内容の司法的規制(1)・(2完)」NBL473号34頁, NBL474号32頁 1991年)
- (10) 前掲ウルリッヒ・ベック『危険社会』法政大学出版局 1998年。